

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第六号

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条（略）</p> <p>（添付書面等の省略）</p> <p>第七条 申請等をするものに係る登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をするものが行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p>	<p>第六条（略）</p> <p>第七条（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。